

上場会社の「株券電子化」2009年(平成21年)1月実施で準備中!!

# 株券が「無効」に!!

上場会社の株券は、いよいよ来年2009年(平成21年)1月から電子化されることが予定されております。  
株券電子化が実施されますと、お手元にお持ちの株券は法律上「無効」となり、株式の売却、贈与、質権・担保権の設定等を行うためには、株主が別途証券会社に口座を開設し、株式を振り替える必要があります。また、他人名義の株券の場合は、株主としての権利を失うおそれがあったり、差し入れている担保株券は、特別な移行手続きが必要となるなど、電子化への対応が必要となります。

つきましては、福岡商工会議所、全国銀行協会及び日本証券業協会証券決済制度改革推進センターの共催で、「株券電子化説明会」を開催いたしますのでご参加ください。

日 時 平成20年3月7日(金) 13:30~16:00

会 場 福岡商工会議所 3階 301号室

プログラム ・株券電子化制度の概要、しくみ 60分

・株券電子化移行に伴う株式担保について 60分

・質疑応答 30分

説 明 者 全国銀行協会及び日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター職員

参 加 費 無 料

定 員 80名(定員に達し次第、締め切らせていただきます)

共 催 福岡商工会議所、全国銀行協会及び日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター

参加費  
無 料

お申込み先

FAX 03-5649-3939 または e-mail: kessai@wan.jsda.or.jp

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター 行

2月29日(金) 必着

会 社 名			
参加代表者名		参加人数	名
連絡先	(TEL)		

(注) 1. 「参加人数」欄には参加される全ての方の人数を記載してください。参加申込者が会場の定員に達し次第、締め切らせていただきますので、予め御了承願います。

2. 参加証は発行いたしません。説明会の当日に、受付にてお名刺を頂戴いたしますので、御準備願います。

3. ご記入いただきました個人情報につきましては、説明会に関する連絡のために利用し、それ以外の目的に利用することは一切ありません。

本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター :03-5649-3980(担当:納富)

